

議案第 1 号

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号ほか。以下「交付要綱」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づき、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第 2 条 協議会の事務所は、白岡市千駄野 4 3 2 番地白岡市役所内に置く。

(協議事項等)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 地域公共交通計画(以下「計画」という。)の策定に係る調査、策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 埼玉県知事の指名する者
- (2) 白岡市長の指名する者
- (3) 交通事業者
- (4) 交通施設管理者
- (5) 埼玉運輸支局長の指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(総会及び会議)

第8条 協議会の総会は、毎事業年度1回開催する。

2 協議会の会議は、随時、開催する。

3 協議会の総会及び会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。ただし、代理の者は、会議ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

6 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。

7 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、白岡市生活経済部地域振興課内に置く。

2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には白岡市生活経済部地域振興課長、事務局員には公共交通推進室職員をもって充てる。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金及び補助金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第13条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を受けた後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を受けるものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第17条 協議会が解散する場合は、協議会の収支は解散の日をもって閉鎖し、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年5月27日から施行する。

変更理由

令和6年3月に白岡市地域公共交通計画を策定し、同計画における補助系統の位置づけとしたことから、令和7年度フィーダー補助申請より「生活交通確保維持改善計画」に係る協議の必要性が無くなったことに伴い、該当部分についての文言を削除し、規約変更を行うものです。

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>(協議事項等)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。</p> <p>(1) 地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定に係る調査、策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p>	<p>(協議事項等)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画</u>（以下「計画」という。）の策定に係る調査、策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。</p>

議案第2号

会長、副会長及び監事の選出について

総会が書面開催となりましたことから互選による選出が難しいため、事務局案を次のとおり提出いたします。

【事務局案】

(敬称略)

会 長	椎木 隆夫 (白岡市副市長)
副会長	佐々木 操 (白岡市行政区長会)
監 事	浅野 悦子 (白岡市社会福祉協議会)
監 事	古川 雄哉 (埼玉県企画財政部交通政策課)

(任期：令和7年5月21日～令和9年5月20日)

【参考】白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約（抜粋）

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

議案第 3 号

令和 6 年度事業報告について

令和 6 年度 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会 事業報告書

(1) 協議会関係

日 付	項 目	内 容
R6. 5. 27	第 4 5 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の選出 ・ 令和 5 年度事業報告、決算 ・ 令和 6 年度事業計画、予算 ・ 地域公共交通計画認定申請（地域公共交通計画のうち地域公共交通確保維持事業に係る計画） ・ 白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領（案）及び運行業務仕様書（案） ・ 目的地（主要施設）
R6. 6. 21	地域公共交通計画認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通大臣宛 ・ 運行系統 1 系統
R6. 8. 2	第 4 6 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務に係る公募型プロポーザルの実施結果について ・ 地域公共交通会議設置要綱の一部改正及び白岡市運賃協議会設置要綱の策定
R6. 9. 13	白岡市オンデマンド型地域公共交通サービス運行業務委託契約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間：R6. 10. 1～R9. 9. 30 ・ 契約金額：金 186, 632, 600 円 ・ 契約先：昭和タクシー株式会社
R6. 9. 26	令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省関東運輸局長
R6. 10. 17	令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）上限額改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東運輸局から補助金上限額改定について連絡あり ・ 1, 618, 000 円から 3, 124, 000 円に変更
R6. 11. 5	生活交通確保維持改善計画変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通大臣宛 <p>※R6. 3 地域公共交通計画策定に伴う上限額の算定式の適用変更であり、国からも協議会での承認や顛末書は不要であるとの連絡あり。</p>
R6. 11. 18	令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行業者から国土交通大臣宛 ・ 運行系統 1 系統 ・ 補助金確定額 3, 124, 000 円
R7. 1. 29	第 4 7 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ のりあい交通の運行状況 ・ 地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価（案）

		<ul style="list-style-type: none"> ・交通不便地域指定申請（案） ・地域公共交通計画変更届出書（案） ・目的地（主要施設）
R7.1.30	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価提出	<ul style="list-style-type: none"> ・関東運輸局長宛 午前中は利用者が多く、予約不成立となることもある一方で、午後の便は予約が埋まらない時間帯があるなど、利用時間の偏在が継続的な課題の一つとなっている。 また、のりあい交通の周知と利用促進を図るため、市広報紙等での案内や、イベント等でのPR活動を実施し、幅広い市民に向けた周知を行う。 引き続き、市民ニーズを的確に把握し、目的地を追加するなど、利用者にとってより利便性の高いものにしていく。
R7.2.17	交通不便地域指定申請 （R7.3.31 民間バス運行終了に伴う変更）	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省関東運輸局長 ・駅及びバス停から半径 1 km の範囲を除く
R7.2.17	地域公共交通計画変更届出書 （R7.3.31 民間バス運行終了に伴う変更）	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣宛 ・運行系統 1 系統
R7.2.27	令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付決定	<ul style="list-style-type: none"> ・運行業者から国土交通大臣宛 ・運行系統 1 系統 ・補助金確定額 3,124,000 円
R7.3.26	交通不便地域指定書	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省関東運輸局長 ・指定期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日
R7.3.28	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価に関する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・関東運輸局長から リーフレットの全戸配布等周知活動に取り組み、1 日当たりの利用者数の目標を達成されたことを評価する。 引き続き、利便性向上を図り、市広報紙等での案内や、イベント等でのPR活動を実施し、幅広い市民に向けた周知に努められることを期待する。 第三者評価委員会での有識者からの助言（下記）を、今後の検討の参考としていただきたい。 ・利用者が増加した要因（外出の増加、自家用車利用からの転換、路線バスからの転換等）を分析し、把握することも検討していただきたい。 ・導入している交通によって市民の活動がどのように変わってきたのか、必要に応じて副次的な効果を分析することも検討していただきたい。

(2) 周知 P R 活動

日 付	項 目	内 容
R6. 9. 1	広報しらおかを活用した周知啓発活動	広報しらおか9月号にのりあい交通の利用等について掲載し、周知、啓発活動を実施した。
R6. 12. 26	パンフレットの改訂	R610.1 から支払い方法として、キャッシュレス決済を導入したことや、目的地を複数追加したことから、のりあい交通の案内のパンフレットを改訂し、P R に努めた。
R7. 1. 12	二十歳のつどい式典参加者向けの周知啓発活動	二十歳のつどい式典において、参加者へのりあい交通を紹介したチラシを配布し、周知、啓発活動を実施した。
通 年	ホームページを活用した周知啓発活動	ホームページにのりあい交通について、利用方法及び地域公共交通について掲載し、周知、啓発活動を実施した。
通 年	啓発品の配布	窓口等で啓発品を配布して周知、P R に努めた。

議案第4号

令和6年度歳入歳出決算について

令和6年度 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会 収支決算書

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	節	当初 予算額	流用・補正 額	計	収入済額	収入未済額	説明
1	負担金	1 負担金	1 市負担金	42,012,000	0	42,012,000	42,012,000	0	白岡市負担金 42,012,000円
			3 市補助金	0	0	0	0	0	市補助金 0円
3	繰越金	1 繰越金		1,452,437	0	1,452,437	1,452,437	0	前年度繰越金 1,452,437円
4	雑収入	1 諸収入	1 運賃収入等	5,300,000	0	5,300,000	6,175,300	△ 875,300	運賃収入等 6,175,300円
			2 雑収入	1,435,563	0	1,435,563	3,127,597	△ 1,692,034	国庫補助金相当分返還金 3,124,000円 預金利子 3,597円
合 計				50,200,000	0	50,200,000	52,767,334	△ 2,567,334	

【歳出】

(単位：円)

款	項	目	節	当初 予算額	流用・補正 額	予算現額	支出済額	不用額	説明
1	1 運営費	1 会議費	8 報償費	105,000	0	105,000	49,500	55,500	委員会会議出席謝礼 45回～47回会議分 49,500円
			2 事務費	1 事務費	9 旅費	10,000	0	10,000	0
			11 需用費	20,563	0	20,563	0	20,563	
			12 役務費	40,000	0	40,000	29,428	10,572	振込手数料 4,950円 切手代 24,478円
2	1 事業費	1 事業費	11 需用費	372,000	△ 4,000	368,000	43,300	324,700	事業実施に係る消耗品等 43,300円
			12 役務費	100,000	3,000	103,000	102,520	480	振込手数料 7,370円 市役所予約システム用回 線使用料等 95,150円
			13 委託料	47,800,000	1,000	47,801,000	47,800,650	350	デマンド交通運行支援業 務委託料 47,800,650円
			18 備品購入費	200,000	0	200,000	186,780	13,220	市役所業務用PC更新 186,780円
			23 公課費	100,000	0	100,000	100,000	0	契約書用収入印紙代 100,000円
3	1 返還金	1 返還金	1 市への返還金	1,452,437	0	1,452,437	1,452,437	0	前年度収支差引額の市へ の返還金 1,452,437円
合 計				50,200,000	0	50,200,000	49,764,615	435,385	

収入済額 52,767,334 円
 支出済額 49,764,615 円
 差引残高 3,002,719 円

令和7年度
財産目録

令和7年5月27日現在

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会
(単位：円)

I	資産の部	
1	流動資産	
	現金預金	
	普通預金	
	埼玉りそな銀行白岡支店	3,002,719
2	固定資産	0
	<u>資産合計</u>	<u>3,002,719</u>
II	負債の部	
1	流動負債	0
2	固定負債	0
	<u>負債合計</u>	<u>0</u>
	<u>正味財産</u>	<u>3,002,719</u>

監 査 報 告 書

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会の令和6年度収支決算について、会計関係帳簿の整備、事務について適正に処理されていることを認めましたので報告します。

令和7年5月27日

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会会長 様

監 事 島根 淳

監 事 浅野 悦子

議案第5号

令和7年度事業計画（案）について

令和7年度白岡市地域公共交通確保維持改善協議会事業計画（案）

1 事業の概要

「地域公共交通計画のうち地域公共交通確保維持事業に係る計画」に基づき運行し、運行後の検証と事業評価を実施する。

2 事業の内容

(1) 「地域公共交通計画のうち地域公共交通確保維持事業に係る計画」の実行に係る事業

「地域公共交通計画のうち地域公共交通確保維持事業に係る計画」の策定及び認定申請

(2) 周知PR活動

ア 出前講座、広報しらおか、HP掲載

イ 啓発品の作製・配布（ポケットティッシュ、PRカードなど）

(3) 運行の検証と事業評価

ア 利用状況、利用満足度等の調査・分析

イ 運行に係る事業評価の実施と改善策の検討

3 補助金の活用

(1) 補助金の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）※1

ア 補助対象事業 地域間幹線バス系統等と密接な地域内フィーダー路線のうち、過疎地域等の移動の確保に資するなど一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、地域公共交通計画に位置づけや事業の必要性などの記載があること

イ 補助率 国の事前算定による予測収支差の1/2

ウ 補助期間 各年度10月～9月（補助対象期間の末日において引き続き運行される予定の系統であること）

エ 補助限度額 補助対象経費の1/2と補助対象市町村ごとに算定される国庫補助上限想定額のいずれか少ない方の額以内

※1 補助対象事業者は、一般乗合旅客運送事業者

(2) 補助の対象となる事業内容

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）

・のりあい交通運行業務

4 年間スケジュール

別添のとおり

啓発品を活用し、のりあい交通登録者普及キャンペーンを実施する

白岡市のりあい交通事業実施スケジュール

令和7年度

項目	実施内容	実施主体	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
公共交通会議・確保維持改善協議会				●第48回								●第49回			
利用者登録		運行事業者	利用者登録												
運行業務		運行事業者	運行						運行						
回数券	販売	運行事業者	予約センター・車内で販売												
補助金の申請	地域公共交通確保維持費補助金	協議会		●要望調査		●	地域公共交通計画認定申請						●1次評価 (協議会)	●2次評価 (運輸局)	
周知PR活動	啓発品の作成	市			作製	イベント等で随時配布									
	登録者普及キャンペーン	市								●					
	広報	市							●					●	
免許返戻者支援事業		市	事業実施												

※公共交通会議・確保維持改善協議会は、書面開催の場合もあります。

議案第6号

令和7年度歳入歳出予算（案）について

令和7年度 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会歳入歳出予算（案）

【歳入】

（単位：円）

款	項	目	節	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減	説明
1	1	1	1	55,362,950	42,012,000	13,350,950	白岡市負担金
負担金	負担金	負担金	市負担金				
2	1	1	1	2,000,000	0	2,000,000	国補助金
補助金	補助金	補助金	国補助金				
3	1	1		3,002,719	1,452,437	1,550,282	前年度繰越金
繰越金	繰越金	繰越金					
4	1	1	1	5,796,000	5,300,000	496,000	運賃収入、回数券売上
			2	331	1,435,563	△ 1,435,232	預金利子
合 計				66,162,000	50,200,000	15,962,000	

【歳出】

（単位：円）

款	項	目	節	本年度 予算額	前年度 予算額	差引増減	説明
1	1	1	8	105,000	105,000	0	委員会議出席謝礼
			報償費				
	2	1	9	10,000	10,000	0	交通政策先進地視察等 職員研修旅費
			旅費				
			11	50,281	20,563	29,718	消耗品等
			12	54,000	40,000	14,000	郵便料等
2	1	1	11	623,000	372,000	251,000	予備用乗降場所看板 回数券印刷、啓発品等
			12	100,000	100,000	0	通信料等
			13	62,216,000	47,800,000	14,416,000	デマンド交通運行支援業 務委託料 62,210,400円 決済手数料 5,600円
			18	0	200,000	△ 200,000	備品購入費
			23	1,000	100,000	△ 99,000	契約用収入印紙
3	1	1	1	3,002,719	1,452,437	1,550,282	前年度収支差引額の市へ の返還金
返還金	返還金	返還金	市への返還金				
合 計				66,162,000	50,200,000	15,962,000	